

富山県条例第45号

富山県税条例及び富山県森づくり条例の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第1項中「平成23年度」を「平成28年度」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「当該額に100分の5を乗じて得た額」を「、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額」に改め、「附則第14条第2項」の次に「及び附則第14条の2」を加え、同項に次の表を加える。

| 法人の区分 | 税率に加算する額 |
|--|-----------|
| (1) 次に掲げる法人 | 年額 1,000円 |
| ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第33条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） | |
| イ 人格のない社団等 | |
| ウ 一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） | |
| エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） | |
| オ 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次条において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの | |

| | | |
|--|----|---------|
| (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもの | 年額 | 2,500円 |
| (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え10億円以下であるもの | 年額 | 6,500円 |
| (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの | 年額 | 27,000円 |
| (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの | 年額 | 80,000円 |

附則第14条の次に次の 1 条を加える。

第14条の2 前条第2項の表の(5)の項に掲げる法人のうち、資本金等の額が 100 億円以下のものに対する同表の規定の適用については、同表の(5)の項中「年額 80,000円」とあるのは「年額60,000円」とする。

(富山県森づくり条例の一部改正)

第2条 富山県森づくり条例（平成18年富山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「附則第14条」の次に「及び附則第14条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の富山県税条例附則第14条第2項及び附則第14条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人及び富山県税条例第33条第6項において法人とみなされるものの県民税の均等割の税率について適用し、この条例の施行の日前に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法第52条第2項第4号の期間に係る法人及び富山県税条例第33条第6項において法人とみなされるものの県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。